

---

**プロジェクト** IFRS のエンドースメント手続**項目**

修正国際基準公開草案第 4 号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

---

**本資料の目的**

1. 企業会計基準委員会は、2017 年 6 月 20 日に修正国際基準公開草案第 4 号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメントの募集は 2017 年 8 月 21 日に締め切られた。本公開草案に対しては、2 通のコメントレターが寄せられた。本資料では、当該コメントレターで寄せられた意見への対応を検討する。

**作業部会での検討及び提案**

2. 第 37 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 9 月 20 日開催）（以下「第 37 回作業部会」という。）において、本公開草案に対して寄せられたコメント及びその対応案について検討を行った。第 37 回作業部会では、事務局の提案内容について特段の異論は聞かれず、コメント対応案について一部表現ぶりの見直しに関する意見が聞かれた。
3. 前項で聞かれた意見を本資料に反映しており、本日の委員会において提案するに至っている。

**ディスカッション・ポイント**

以下の対応案についてご意見をいただきたい。

**修正国際基準公開草案第4号『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」に対するコメント**

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

修正国際基準公開草案第4号『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」（2017年6月20日公表）

2. コメント募集期間

2017年6月20日～2017年8月21日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	有限責任監査法人トーマツ

## 5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、現段階では、各々のコメントの論拠をよく理解するために、原則として全文を掲載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<b>質問1 IFRS 第15号及びこれに関連する改正会計基準のエンドースメント手続における検討結果について</b>		
<p>1) 本公開草案の提案に同意する。</p>	<p>我が国におけるIFRSのエンドースメント手続は、IFRSの任意適用の積上げ及びIFRSに対する積極的な意見発信を図るための方策の一つとして提言され、貴委員会にて対応が行われていると理解しているものの、IFRSのエンドースメント手続を、指定国際基準の指定の手続の一部として制度上確立させるよう関係者との間で調整を図ること、エンドースメント手続の帰結は、究極的に「修正国際基準」の作成に至ることなく、基準の削除又は修正は行われたいものとするのが望ましいと考える。</p> <p>当協会としては、引き続き「修正国際基準」による削除又は修正は可能な限り最小限のものとする、やむなく削除又は修正を実施する場合は、その根拠が貴委員会の従来からの国際的な意見発信及び既存の削除又は修正項目と整合的であるかを慎重に検討することを希望する。</p> <p>前文を前提として検討した結果、本公開草案の対象となる会計基準等について、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする貴委員会の提案に同意する。また、財務諸表に重要な影響を及ぼすIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を「削除又は修正」をしないことは大変意義のあるものとする。</p> <p>IFRSは既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用して我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である、公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。</p> <p>このため、今回のエンドースメント手続の対象であるIFRS第15号及びこれに関連する改正会計基準について、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<b>質問2 その他の会計基準等(「IFRS 基準の年次改善 2014-2016年サイクル」の「基準の範囲の明確化(IFRS 第12号の修正)」)のエンドースメント手続における検討結果について</b>		
2) 本公開草案の提案に同意する。	<p>本公開草案の対象となる会計基準等について、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする貴委員会の提案に同意する。</p> <p>今回のエンドースメント手続の対象としたその他の会計基準等に、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。</p>	
<b>その他</b>		
3) 少なくとも発効日が同一の基準書については同時にエンドースメント手続をおこなってはどうか。	<p>IFRS 第15号と発効日を一にするIFRS 第9号などの基準書などについて、IASBは基準書間の整合性を考慮して基準設定を行っているという理解している。一方、今回のエンドースメント手続はこうした基準書の一部のみを対象としているため、可能性や影響度は未知数であるが、基準書間の整合性などに起因する問題が生じる可能性は否定できないと考えている。こうした課題が発生する可能性を防ぐためにも、エンドースメント手続を同時に進め、少なくとも発効日が同日の基準書については同時にエンドースメント手続を実施することをエンドースメント手続及び意見募集の原則とすることが適当である。</p>	
4) 発効日及び適用に要する準備負荷等を踏まえ、エンドースメント手続を適時性に課題があると考える。	<p>IFRS 第15号の発効日及びその適用に要する準備負荷・期間を考えれば、今回のエンドースメント手続は適時性という点で課題が存在する。加えて、IFRS 第15号と発効日を一にするIFRS 第9号「金融商品」(2014年版)についてのエンドースメント手続は、最近開始されたばかりであり、適時性についてさらに大きな課題を抱えている。</p> <p>このような手続面での課題が、修正国際基準の最終的内容の不確実性を高め、加えて、実務対応のための適用準備期間を短縮させる結果を招来することを懸念する。また、修正国際基準を国際的な意見発信の手段と位置付ける観点からも、エンドースメント完了までに要する期間の長期化は適当ではない。</p> <p>我々は、修正国際基準の確定のためのエンドースメント手続を含め、基準の設定が適時かつ合理的に行われることは基準設定や基準の品質を示す要素であると考えている。</p>	

以上